

1.51

戦時経済と産業人の使命



3

0023803-000

特241-765

戦時経済と産業人の使命

氏家貞一郎・著

南洋興発東京事務所

昭和13

ADD

この著作物は、著作権者不明のため、著作権第67条の規定に基づき、平成12年5月付けて文化庁長官の裁定を受け使用するも

特24
765

皇軍の

勞苦を偲び

職務に

勵みませう

はしがき

昨年秋南洋興發株式會社東京事務所の『國民精神總動員の夕』に於いて「支那事變の本質と産業人の心情」と題して私が試みました講演筆記に相當の改訂増補を加へて、本年正月の「南洋うきよ新聞」に連載せられたものに付、重ねて數字材料其他の整理を施したものであります。

其の後、所謂蔣政權に對する徹底的長期脅威戰が展開するに到りましては、支那を繞る列國と我國との間に、何時如何なる急迫狀態が勃發しないとも限りませぬので、この第七十三帝國議會に於ては、かかる情勢に對應すべき萬端の準備が用意せられたものと想ひます。

事變は今後何年づくか解りませぬので、吾々は益々堅忍持久の心組を以つて、戰時經濟の圓満なる運営に協力すべきものと存じます。仍て紙の節約を特に緊急とせらるゝ今日にも拘らず、敢へてこの小篇を一括して印刷に附して頂くことに相成つたのであります。

(昭和十三年四月　述者識)



目
次

第三章 物價のこと

卷之三

第一章 軍事費の話

第一に申上げたいのは軍事費の問題であります。

戦費は何程度要るか

軍事費は昨年七月と九月の臨時議會に於て、始めて十二年追加豫算として二十六億圓餘が可決せられ、昨年夏以來の戰費に支出せられたものであります。今十三年度に於ては更に四十八億五千萬圓が、この議會で承認せられ、今四月からの戰費に充當せらるゝものであります。さてこの豫算額で今後何箇月間の戰費を支へることが出来るのであらうか。——既に蔣政權に對する長期膺懲戰は、次第に廣範圍に且徹底的に發展して来るやうですしお、加へて支那以外の諸國との情勢が益々緊張して參り、不幸にして是等と戰端を開くことにも相成らば、例の總動員法も愈々本格的に適用せらるゝでありませうし、軍事費も此の上百億二百億と累むかも知れませぬ。幸にして戰鬪行爲が其の中に一應停止せられましても、廣汎に亘る占據區域内の治安維持費、事變に因る消耗資材の補充

費、最近の英米等の軍擴に對應すべき我國軍備の充實整備費其他の支辨の爲、今後當分の間引續き多額の軍事費を要するものと考へられます。

或る人は現下の時局を形容して、「今や日本は支那といふ土俵に上つて、米英佛蘇を相手に乗るか反るかの大角力を取つてゐる」と申して居られます。

戦費を賄ふ税金と公債

で此軍事費をどうして賄ふかと云うことであります。申上げる迄もなく、是は税金と國債であります。税金は昨春の通常議會の臨時租稅增徵法に依りまして個人の増徵率は二割乃至七割に上つて居ります。是が昨年七月の臨時議會の時に更に又一割の増稅が決められ、十月、一月、及び三月に納入した筈でありますから、個人の所得稅に付いて見れば、結局昨年度は通計更に七分五厘增稅になつて居る。本年度に於ては新に支那事變臨時增稅案が議會に提出せられ、平均二割五分の増稅が企てられたのであります。この新稅制は、大體三億一千萬圓ばかりの増徵を目論んで居ります。其中一億圓は日支事變特別稅（昨年七月の議會）で既に課せられて居りますから、新に課せられたものは二億圓、此新舊合せて三億圓の中で二億圓は直接稅、一億圓は間接稅であります。會社關係のものは、普通所得稅、超過所得稅、臨時利得稅の増徵及資本利子稅の新設、利益配當特別稅等で

あります。其の他郵稅、煙草の値上、第三種所得に付免稅點を千圓に引下げ、酒稅、燐寸稅等の物品特別稅及通行稅入場稅の如き大衆課稅の出現を見るに至つたのであります。議會では右の增稅額平均二割五分を平均二割二分五厘の増徵といふことに修正しました。斯様にして税金で賄ひますと共に更に公債を發行するのであります。

日本の公債は何程出てゐるか

元來我國の公債が今日までどの位發行されて居るかと云ふと、昭和十二年十二月末日現在で累計百廿三億一千五百萬圓出て居ります。内訳は内國債百五億八千五百萬圓、外債十三億八百萬圓、米穀證券四億二千二百萬圓であります。而して國債發行豫定額は左の通り六十五億六千萬圓に達しております。即ち十三年度軍事費四十八億餘圓中四十四億圓、一般會計豫算財源の爲の公債發行豫定額六億九千四百萬圓、特別會計に於ける歳出の財源に充つる爲の公債一億六千六百萬圓、十二年末發公債額及現在迄の軍事未發公債高十三億圓であります。

既發、未發兩者を通算すると、實に百八十八億七千五百萬圓に達します。從つて今後一ヶ年乃至一ヶ年半位の間に發行せらるべき高は四五十億圓を突破するでせう。

如何にして公債を消化するか

實は昭和七年以來の輸出景氣及び軍需景氣の爲めの我國の生産増加は、世界戦争中及び以後に擴張せられた生産施設の餘力で、充分間に合つて來たものですが、昨年下期以來の急激な生産力擴充はこの餘力だけで之を賄ふ事は全然出來なくなつて、新規なる設備の擴大計畫を餘儀なくせられ、之が爲め今日迄に三十億圓以上の資金が需要せられたものであります。従つて次章に申述べるよう昨年中の巨額の入超と相俟つて金融市場も亦極度に引締りまして、十二年下半期は所謂金融の梗塞を來したものであります。

然しながら、政府は不急不要の物資の輸入を制限すると共に、昨年の臨時議會に於て「資金調整法」を制定して不急不要の事業の方面への資金流入を抑制し、その反対に軍需資材の輸入や軍需事業に對し積極的に資金を供給して、以て上記の様な巨額に發行せらるゝ公債の圓満な消化を計らんことを期したる次第であります。昨年十一月其筋の聲明によりますと、十二年度に發行すべき公債は三十二億に豫定せられてゐるとの事であり、更に右金融引締りは日本銀行の指揮の下に興業銀行等に於て之を適宜調整しつゝあり、且陸海軍の諸支拂例へば工事費や傭船料等も前拂の途を開いて精々金融緩和を計るとの事であつたが、果してかゝる金融狀態に於て、（最近は大分緩和せられたやうですが）從來のよう我國の金融機關がかかる膨大な公債を平氣で消化するであらうか。誠に容易ならぬ事態であらうと思はれるのであります。殊に昨年十一月十一日大阪にて開催せられた關

西銀行大會後の歡迎午餐會席上に於て日本銀行總裁結城豊太郎氏は今回の事變費公債は内債一本主義でこれを賄ふ旨を言明し次の様に述べて居ります。
「日清戰爭當時の川田日本銀行總裁は戰費調達を内債一本で行ひ、此が明治大帝の上聞に達し非常に之を嘉せられた。日露戰爭に際しては止むを得ず外債に依頼するに至つたが、外債による戰費調達の危險であることは外國の先賢も之を認めてゐる。自分も川田總裁の趣旨を體し今回の事變に對する戰費調達は内債一本で行く方針である云々。」

今日の國際状勢に於て外國から戰費を借入する、その危険なるは我等の能く會得する處であるが、其れ丈け今回の事變費が吾國民經濟に直接影響することの至大なる所以であり、吾々國民一般の殊に産業人の責任の重且大なるを痛感する次第であります。
獨逸戰時の公債
序に獨逸の公債發行狀況を見ますと、第一回は開戦後二ヶ月目の一九一四、十月に四十億マルク、一五、三月に九十億マルク、十五、九月に百二十億マルク、一六、三月に百七億マルク、十六、十二月に又百七億マルク、十七、四月に百三十億マルク、十八、九月に百五十億マルク、一八、十一月に百億マルク、合計四年間に九百七十八億マルク、日本の金に換算し

て五百億程の公債を發行して居るのです。そしてこれが又極めて順調に消化されて行つたのであります。

假に今日までの公債が從來の吾々産業界の働き出した資本の蓄積に依つて賄はれたと致しますならば、今後の國債は今後の吾々産業人の努力による資本の蓄積即ち利潤に依つて之を賄はねばならぬ。斯う云ふことにならうと思ひます。随つて今後の産業の經營は一層合理化致しまして、能率を上げ、利潤を生み出すことにお互努力しなければならぬ。租稅を負擔するに致しましても公債を消化致すにしても、之を要するに國の富を作り出すものは國の産業、事業であるのであります。それ以外に國の富を作り出すものはない。若し國の元本を食ひ潰すなら是は別であります。一千百億位が日本の國の富の全體であります。此の國の富を食つて行くならば別でありますが、そうでなしに此の軍事費を賄ふと云ふならば、其の餘計要る富だけ吾々若は吾々の子孫が稼ぎ出す。斯う云ふ事であらねばならぬと思ふのであります。

此の頃はこの公債は御承知の通り日本銀行が一手に一旦引受けて、日本銀行は銀行券を政府に拂ひます。政府はその銀行券、詰りお互ひの懷にある紙幣であります。その紙幣でお役人の俸給を拂つたり、軍需品工場に支拂を致ましたりして、其の金が民間にばら撒かれるのであります。その金が民間にだぶついた時に日本銀行がその手持公債を民間に賣出します。仍て吾々が其公債を買ふ。買へばそれだけ日本銀行の公債が減つて、民間にばら撒いて居る紙幣がそれだけ日本銀行の藏に入る。即ちそれ丈け通貨が收縮するのであります。斯う云ふよなことに依りまして、ぐる／＼循環致しますことに依つて、國の經濟が圓滑に行くのであります。例へば公債の極端な増發に因る將來の値下懸念、政策の不適正及び信用の減退等の事由が生じまして、吾々が公債を買はないとなりますと、民間に通貨がだぶつきます。是が公債の不消化と云ふ問題に成るのであり、茲に惡性インフレと云ふ物價騰貴の恐ろしい原因になるのであります。

(外國に於きましても世界戰爭中には小額の貯蓄公債等を發行して、國民の愛國心に訴へて募集をしたことは有名な事實であります。)

労働團體の愛國公債應募

全日本労働總同盟と申します我國最大の労働組合（組合員約九萬人）に於てすら組合員一人當成年男工は一ヶ月一圓、女工、少年工は一ヶ月五十錢の割合で貯蓄を致しまして、それを以て愛國公債を買ふ。斯う云ふ決議を昭和十二年十月十七日神嘗祭當日の年次大會に於て致して居ります。

又東京瓦斯工組合と云ふ組合では十月六日臨時執行委員會を開きまして「事變公債應募」を決議

したのであります。その趣旨は「非常時的決意を以て生活の簡易化と消費の節約を實行し、如何なる困苦缺乏にも耐へ得る力を養ふことの必要に迫られてゐる、従つて國民の總てが各自の經済能力に應じて戰費の負擔に協力すべきである。負擔協力の對象としては戰時稅と戰時公債との二つがあるので、吾々は事變公債無利子應募を決定した」と云ふのであります。その方法は次のようである。

- 一、組合員は毎月金三十錢宛事變終了迄特別積立をする
- 二、組合は毎月積立てられた金で公債を購入する
- 三、公債の利子は適當な方法で焼却する
- 四、本積立金は組合員退職脱退の場合現金を以て返還する但し利子を附せず

公債買入は御奉公の一つ

要するに政府は此の際從來の大口公債の他五圓、十圓見當の小額愛國公債（二十五圓は少し高きにすぐ）を發行して、會社や銀行でも其の利益の一部を以て之を買ふし、又從業員も之を買ふと云ふことに依つて公債の民衆化を圖り、物價の騰貴を幾分でも豫防し、御國の經濟の運轉を滑らかにして、戰費をどん／＼賄つて行くことが最も焦眉の緊急事であります。昨年十一月十六日始めて日

支事變公債を郵便局窓口より賣出することになつたのも亦右の趣旨に出づるのであります。十三年度は六億圓位はこの方法に依つて賣捕くさうであります。其他各保險會社、經濟諸團體等於て公債買入に努力してゐますから、公債消化狀況は至極良好である由であるが、何分今後巨額の未發公債を控へてゐる今日、吾々國民は一層この消化に心がくべきであります。この爲成るべく貯蓄を專一心掛くべきであります。昭和十三年三月十三日朝日新聞に次の記事がありました。

賀屋藏相は今後一年間に五十億圓の公債發行を行ふべき現下の財政事情に鑑み、公債消化手段インフレ抑止の方法として貯蓄獎勵と消費節約の獎勵に總動員的の努力を拂ふ方針で種々具體方策を研究中である。取りあへず昭和十三年度追加豫算として貯蓄獎勵費百萬圓を計上し、貯蓄獎勵の中央機關として大藏省内に「貯蓄獎勵部」と稱する新部局を設置し、内務、文部、遞信の三省の協力を求めて全國民に對し貯蓄の獎勵を行ふ事となつた、その計畫概要は左の通りである。

一、中央機關として大藏省内に貯蓄獎勵部を設く、右貯蓄獎勵部は臨時官制とし、勅任の部長の下に地方別の數課を設け全國的に貯蓄獎勵事業を統轄する、東京に貯蓄獎勵中央聯盟を設く、右中央聯盟は國民精神總動員中央聯盟にその事務を委任するか、新に別個の機關を設くるか目下考慮中である。

一、道府縣に聯盟支部を設く。

五

銀行・會社・中間法人・官業官廳・陸海軍工廠等に貯蓄組合を設け、

を通じて貯蓄の奨励

23

第一・章　外國貿易に就いて

日本は概ね買入超過國

年次	對英爲替相場	輸入超過	貿易外支拂超過	差引支拂超過
昭和一年	一志二片四	△一七六、九	(△印受取超過)	(△印受取超過)
同二年	一、二、四	△六一、四	△一八六、二	△一七六、九
同三年	一、一〇、九一	△三四、九	△一七一、六	△一五八、六
同四年	一、一〇、六	△三四、九	△一七一、六	△一三三、一
同五年	一、一〇、三	△一七一、六	△一七一、六	△二六七、六
同六年	一、一、五	△一四〇、一	△一四九、〇	△一四九、〇
同七年	一、七、四	△一四〇、一	△一七六、五	△一七六、五
同八年	一、六、四	△一四九、〇	△一四九、〇	△一四九、〇
同九年	一、五、二	△一七六、五	△一七六、五	△一七六、五
同十年	一、四、七	△一七六、五	△一七六、五	△一七六、五
同十一年	一、三〇、三	△一七六、五	△一七六、五	△一七六、五
同十二年	一、二、〇	△一七六、五	△一七六、五	△一七六、五

即ち海外放資利子、海外移民送金、運賃其の他を計算に入れて、且昭和七八年頃は、低爲替の波

に乗つて輸出貿易が躍進して、相當國際貸借が好轉したものであつたが、其れでも大體支拂超過にはなつてゐないのであります。殊に昭和十二年上半期以來は國防充實の爲めの生産力擴充やら、軍需物資の整備やらの必要に迫られ輸入が著しく増加して、十二年十一月までの入超額は實に六億七千萬圓を突破してゐたのであります。斯様に未曾有の輸入超過であるところへ持て来て、今度の戦争に必要な軍需資材を此の際急遽相當額以上是非共外國から輸入しなければならない様になつたのであります。従つてその當時の儘にして放置すれば、輸入は滔々として益々増加の一途を辿らざるを得なかつたのであります。

買入超過は國の經濟の信用を弱くす

即ち爲替相場を低下せしむ

抑も輸入が輸出に比べて増加すると云ふことになれば、外國に支拂ふ勘定が多くなるのであります。一國の經濟と云ふも丁度一家の經濟と同じ様なもので、支拂勘定が受取勘定に比べて増加すれば、外國に對する信用は逆に段々薄らいで行くのであります。それは國際經濟の上から言つて、どうなるかと言ふに爲替が下落すると云ふことになる。言ひ換れば英國の磅貨とか米國の弗貨とか云ふ外國の金貨に比べて日本の圓貨の値打が下つて來るといふことに成ります。そうなれば外國から

物を買ふ場合に以前よりも餘計な金を支拂はねばならぬことにも成ります。ところが戰爭に必要な物資は是非共外國から買入れねばならぬといふのであるから、輸入代金の支拂高の多くなることは一番困る、従つて戰爭に必要な物資の供給を圓滑に爲ようとすれば、どうしても「爲替の相場」を安定せしめなければならぬ。

對英一志二片

仍て政府は對英爲替相場一志二片を堅持する方針であります。蓋しこれ以上相場が下落しても、輸入品が高くなつて益々輸入を困難ならしめるのみならず、（前記の通り昭和七八年の頃の輸出景氣は低爲替政策に負ふ所至大であります）且今日では各國輸入防止に大童である爲め、割合に輸出は延びないからであります。之れ諸君が毎晩ラヂオのカーレント・トピツクスの終りに、對英爲替相場のワンシリン・タベンスの聲を聽かるる所以であります。

國の經濟信用維持の爲金の現送の必要

外國貿易上の輸入超過及び貿易外支拂勘定超過に當りまして對外信用を維持し右に申しましたところの「爲替の相場」を安定せしむる爲めには政府は金の輸出（現送）を爲さざるを得ないのであ

ります。つまり日本の金が海外に流出し國內の正貨（金貨）が其れ丈け減少するのであります。金輸出解禁前の昭和四年末に於きまして日本銀行の保有正貨準備は十億七千二百餘萬圓であります。解禁後の昭和六年末には約六億圓も激減して四億七千萬圓と云ふ貧弱な數量に相成つたのであります。その後昭和九、十、十一年には殆ど金の輸出入を見なかつた。それは一方に金の輸出を禁止してゐたからでもありますが、他方には上述の通り低爲替政策の爲に輸出貿易が振興し、以て國際貸借が好轉したことにも因るは勿論であります。

既て前に數次述べたように十二年三月以降數回に亘つて、政府は三億二千七百五十餘萬圓の金を現送したる次第であります。（註）

（註）金の現送高は其後政府は公表しないが、米國側發表によると十二年中〇億四千五百二十萬弗であり、之を二九弗で邦貨に換算すると〇億四千五百五十一萬七千圓強になります。

國內の金を如何にして増加せしむるか

又國內金保有量を増加する爲に、第七十一議會に於て新に產金法を制定して、政府が直接金の買入を爲し、產金業の助成獎勵に力を入れることになつたのであります。

又今第七十三議會に於ては產金事業の振興を圖る爲必要なる事業を營むを目的として「日本產金

振興株式會社法」が通過したのであります。金の買入値段は元來一匁五圓のものを數回引上を試みまして即ち十四圓十三錢強に改めてゐるのも蓋しこの爲めであります。従つて金準備を一匁五圓に釘づけしておくことは、實際の買入値段からみてあまりに低すぎる。これでは金準備の實力が表現せられないのみならず、國內的には、制限外の兌換券發行の出現が多くなり、（第七十三議會に於て日銀保證準備發行限度七億圓の（現行十億圓）擴張案が通過したものである。即ち正貨準備八億圓と保證準備十七億とを合せ廿五億圓迄は、制限外發行を爲さずに済むわけである。）國際的には金の準備が低位の形に有る筋合となり、斯る事柄自體が我國の通貨に對する信認の上から頗る面白くないので、昨年七月の議會で「金準備評價法」を制定して、正貨準備の評價替を爲し、仍て日銀の正貨準備四億五千萬圓とすれば、新評價額は十一億六千萬圓となり、差額七億二千萬圓の評價利益を得る事と致したのであります。而して日本銀行の正貨準備は大體八億圓見當を支持し、殘金の評價利益を政府に上納せしめる事とし、政府は之を以て外國爲替相場の安定資金其の他に致して居るわけであります。

輸入超過は物價騰貴を伴ふ——惡性インフレの心配あり

また一面、輸入品が高くなると、それは直接内地産の國際商品が之に追随して高くなり、更に間

接に國內の一般物價を押上げることになるのであります。それが極端になれば、所謂惡性インフレにもなるのであります。即ち購買力がそれ程ないところに、物價がどしどし上つて國民生活が急迫することに成つて來るのであります。往年獨乙で生じた如く、一片のパンを買ふ爲めに鞄一杯のマルク紙幣を持つて行かねばならなかつたと云ふことで、惡性インフレと云ふものは全く悲慘極まるものでありますから、そう云ふ事態の起ることは絶対に避けねばならぬと思ふのであります。それには先づ以て前申す通り國の受取勘定と支拂勘定の帳尻を合はせることに努めねばならぬ。即ち所謂國際收支の均衡を確保しなければならぬのであります。

現送すべき金は急に増さぬ——金消費節約の要あり

前に述べた金を現送して一部支拂不足分の決済に當ることは國際收支の均衡を計る爲に尤も常道とせらるゝ方法でありますことは勿論ですが、上掲表にも示す貿易外の受取勘定を出来るだけ多くすることも必要であり、又上述の產金獎勵も結構であるが、現在の產金額は高々年產額二億圓足らずでありますから、毎年の此の新產金額と貿易外受取勘定丈けで巨額の入超のバランスを合せることは、目下のところ到底出來ないのであります。

エチオピヤ戰爭のとき伊國に於ては上は皇室からムツソリ首相をはじめ朝野を擧げて金の加工品

を一切國家に献じたものであるが、吾國でもそれを眞似て頂きたいと思ひます。但し必ずしも無償で寄附せよとは申さぬが、今日の時價で日銀に買上げて貰へばよいのであります。多分この方法で數億圓の金が得られ、以て軍需品の輸入に充てられ、其れ丈け國際收支の改善に役立ちませう。吾々の友人にして既に此點に着眼して、次のやうな「金銀提供運動」の提唱を考慮中であります。

金銀提供運動要綱案

一、國民精神總動員運動の一として全國民に其の所有金銀の提供方を獎勵すること。

一、國民をして非常時局に對應する生活自肅の手段として金銀の奢侈的使用を止め、且つ金銀を國家の爲提供せしめ、其の賣却資金は成るべく之を國債買入に充當せしむること。

一、政府は日本銀行をして右の提供金銀を適當なる方法と價格とを以て買入れしむること。

一、右買入金は軍需品の購入其の他時局に必要な對外支拂資金に充當せしむること。

次に世界各國に於ける金の生産額は南ア一一、三三六（千オノス）ソ聯七、三五〇カナダ三、七二〇アメリカ三、七一四オーストラリア一、一六〇南ロードシア七九七メキシス七八〇日本六〇世界合計三五、〇〇〇（千オノス）であります。（國際聯盟調）

日本は右の如く產金獎勵の結果、五年後の昭和十七年度に於て、金產額が何程に達するか

と云ふに、朝鮮にて七五瓦屯、内地にて六六、一瓦屯計一三二、一瓦屯、一瓦屯三百七十七萬圓とすれば、さつと五億圓の金を生産し得らるゝ豫定である。

貿易と貿易外の勘定とによつて金の流れ込むことの多いのはアメリカがある。經濟關係を別にしても政治の不安を避ける爲めに流れ込む場合も少くない、金はいはゞ坐り心地のよい安定した状態を好むのである。そしてアメリカの如きは金の著しき流入によつて、惡性インフレの起ることを怖れ、流入する金に對して制限したり課税しようとする説さへあり、銀行では十億弗以上も不活動資金として罐詰めにしてゐる程である。金を送らなければ爲替相場の下る惧があるといふ我が國からみるとまるで夢のような本當の話である。(「物の經濟」)序に世界各國に於ける金の保有高をみると一九三六年末(昭和十一年)に六億六千八百二十萬ファインオンスとなり、前年に比べて二千九百萬ファインオンスを増してゐる、その内訳は左表の如くであり、日本は第九位に爲つて居ります。(単位ファインオンス△印減)

一九三六年末

前年比

米利國の金融機	アメリカ財務省	△二、一、五
イギリス帝國	△一、四	△二、六、三
フランス	△八、五、六	△四〇、一
蘇聯	△三、三、〇	△七、五
日本	△一、三、二	△一、一
合計	△六六八、二	△二九、五

最後の切れは海外買入の禁止又は制限である

そう致しますと、どうしても事變以來は輸入其ものを或程度減ずる以外に方法はなかつた。外國から金を借りると云ふ方法もあり得るが、當今の國際經濟の状況の下に到底不當であつたことは前記結城日銀總裁の言明の通りであります。輸入を減すると云ふことは一見極めて姑息の手段のように思はれますか、現下緊急臨時の處置としては眞に己むを得ざるに出でたのであります。

主要輸入品とは何か

さて翻つて十二年中に於て如何なる物資が輸入せられたかと申すに、その中重要輸入品種及び金

額は左の通りであります。

主要
輸入
品種
及
金額
(內地)

鑑及鯖油の十二年度の輸入額は不明なるも輸入原料品及原料製品中「其他の」欄には次の如き数字を擧ぐ。

(十二年)一三二五、九六六千圓
(十一年)六七七、〇五六千圓

丁度前年のそれに比して約四割の増加に當ります。次に昨年中に於ける主要輸入贅澤品不

及び其の價額は下表に示す通りであります。

主要輸入貨運品不急品及機械
(內地)

時計類	三、九一	其の他寫真用フィルム	一、三七	一、三三
寫真器及同部分品	六、三五二	三、六四八		
自動車	不 明	三、五七七		
活動フィルム	四、九〇	四、三九二	合 計	一〇、七五
				一五〇、九九六

經濟の原則から云へば、總ての物はそれ／＼の必要から輸入せられて居るのであります。無駄なものは一つも輸入されてゐたいわけであります。だから不要不急の輸入品といふものは實はない筈であります。

然しそれは平時に通用する話で、國防或は軍事、この際の戰爭と云ふことを重點として考へる場合には、自から事の輕重緩急があり、事變に關係あるものと緣遠いものとの差別が出來て來るのは當然のことであります。

そう云ふ觀點から云ふと、この際戰爭に縁遠いもの、戰爭に際して不要不急であると云ふものは可成り得るのであります。従つてそう云ふものは先づ以て輸入の數量を減じ或は全然これを禁止せらるゝのであります。（貿易表参照）

右の貿易表に掲げました贅澤品の大部分は當然禁止せらるゝものであります。又輸入棉花の三分の二は加工せられて海外へ輸出せらるゝものでありますから、其の部分の輸入は絶對に禁止せらるります。

べきものであります。三分の一の國內消費の部分は禁止せられるものであります。又羊毛も加工の上最近ぼつ／＼輸出せらるゝに立到りましたが、今の處大部分は國內消費でありますから、之れ亦大部分は殆ど輸入を制限せらるゝものであります。

又木材も必要品にして然も輸入を制限せらるゝものであります。木材の方は國內にもありますから、たゞ從來の林業の計劃を多少變更して、こう云ふ非常の秋でありますから木を餘分に出して戴くと云ふことも考へられますが、差當りましては不要不急の方面への木材の使用を節約すべきであります。

棉花羊毛は制限せらるる兩横綱である

申す迄もなく棉花は日本人の最も日常に使用する綿製品の原料であります。その必需の程度は羊毛以上であります。朝起きて使ふ手拭から晝の辨當の風呂敷、寝に就く時の夜具、日常身につける衣服に至る迄二六時中絶対になくてはならぬものであります。従つてこれを節約するといふことは羊毛の節約以上困難と不自由であります。この點を我慢して浴衣の一枚も手拭一本も成るべく無駄にこれを使用しないで、且出来る丈新しいものを求める見送るべきであります。

昨年の羊毛輸入高は約七十七萬俵であつて、その内輸出に向けられたものが約二十萬俵國

内消費に向けられたものが約五十七萬俵となつてゐます。そしてこの七十七萬俵がセルとかモスリンを始めいろいろの毛織物になつて使はれてゐるのです。仍てこの毛織物を可成使はないようになります爲めには例へば「モスリン」の代りには「新セス」があり、またステープル、ファイバーと云ふ一つの人造繊維でこしらへたのもありますので、かゝる代用品を使ふべきであります。又「セル」の如きは必ずこれを浴衣と袴の季節の間に着なければならぬと云ふことも一體に贅澤な話だと云ふ人もあります。浴衣の時季が退きて薄寒くなれば、その上に羽織を着てゐても間に合はないことはない道理です。また洋服に付ても同じことであつて、可成當分の間現在の物で辛抱すると云ふことがあります。少し古い話ですが、世界戦後の不景氣の最中にロンドン人は禮服を不斷に着用したそうであります、これなどは徹底した緊縮振りの一例であります。

國產で間に合ふものも制限を受く

又多少の不自由を忍んでさへ居れば吾々の生活を脅かすことのない、即ち國產品で間に合ふもの約三百種を選んで過般その輸入を制限することに成つたのであります。例へば剃刀の刃だけでも年八、九十萬圓の輸入があります。實際ジレットとかバレーとか申して品質の優良なものが輸入せら

れて居ります。然し國産の刃でも丸で使ひ道にならないかと云へば必ずしもそうではあります。

結構間に合ふ。だからもう少し我々は日本製の刃を使へば外國品に劣らない立派なものが出来るようになることは明白であります。安全剃刀の刃にしても、國産のものは三日しか使へない、外國の刃は少し高くても一週間ももつ、だから却つて經濟じやないかと云ふような反対もありません。或は香料のようなものでも、未だ國產品で自給し得る迄には達して居ない、外國製に比べて香ひが劣つてゐるといふような不平もありませう。或は國內使用は兎も角、輸出品には香料を使用しなければ先様で買つて呉れぬと云ふこともあります。

贅澤品も槍玉にあがる

又舶來の寫真機や時計のようなものの使用も暫くは遠慮すべきであらう。寶石化粧品其の他の贅澤品の購入に至つては勿論のことであります。戰線にある勇士達の勞苦を偲べば、こんな節約は殆ど云ふに足らぬことであります。如斯くして國民の一人々々が深く慎みて外國品を使用せぬことにすれば、國際收支の均衡を保つ上に幾分たりとも役立ち、それが延いて軍需品の供給を圓滑にし、皇軍の活躍を遺憾なからしめることが出来るのみならず、又それ丈け今後の内地の物價の急騰を防止し得て、わが戰時經濟の圓満な運行に貢献する筋合となります。

第三章 物價のこころ

第三は物價の問題であります。

重ねて惡性インフレ防止は舶來品の使用制限

戰鬪行爲を圓滑且完全に遂行する爲めに、軍需品或はその原料を短期間内に多量且廉價に外國から輸入し、然も我國民經濟の國際信用を維持し、爲替相場を安定し、以て物價の無限の騰貴を豫防し、即ち世界大戰後の獨逸のような惡性インフレを防止するには、吾々は貿易戻の釣合を保つことが絶対に必要であり、其目的の下に、政府は臨時應急の措置として生活必要品中棉花、羊毛、木材の輸入を制限し、更に寶石化粧品其の他の贅澤品及び國產品で間に合せ得る商品等の輸入を禁止することに致した次第は前章に於て繰々申述べた通りであります。從つて斯る禁止品乃至制限品若是その類似品の内地に於ける缺乏は漸次甚だしく相成り、延いてその價格の騰貴を見るに至り、軽て一般の消費物價をも上昇せしむべきは、吾々の充分覺悟せねばならぬところであります。

労力及工場施設の不足は物價騰貴を招く

軍需品及びその原料の他に、國民の一般生活品の缺乏は、國內の生産の減少からも起るものであります。先づ數十萬の壯丁と馬匹が應召してゐるから、それだけ生産力が減少した譯であります。軍需品の製造は一刻も猶豫が出來ぬから、減少した產業人の中からこの工場の方へ優先的に吸收せられるから、（但し今の處軍需品工場自體でも勞働力不足の爲め生産が思ふやうに進みません）、平和產業に從事する產業人は益々少くならざるを得ないのであります。棉花、羊毛の一部等の輸入は禁止せらるゝから、之等の加工工場は自然多少の操業短縮を行ふであらうから、（現に纖維工場では休日を増加してゐます）この工場從業員は多少共餘剰が出來るかも知れないが、彼等を直に軍需品工場へ轉職せしむる事は容易の業ではありますまい。重工業の發達の遅れて居ります我が國では、此の際積極的に之を擴張充實せしめねばならぬので、先般の臨時議會で制定せられました資金調整法に依つて新なる投資が統制せらることと相成り、平和產業の新設擴張は當分許可せられないでありますから、此の方面からもかかる商品の供給減少が現はれざるを得ないのであります。

又現在の平和產業工場の軍需品工場への轉換もぼつゝ行はれて居ります。例へば濱松市に日本樂器會社といふのがあります。有名な山葉オルガンやピアノ等を造つてゐる工場でありましたが、

その工場の一部で今日では飛行機のプロペラを造つてゐます。ピアノを造るには音響の關係で板を五枚も七枚も合せて造るもので、その技術が非常に發達してゐる。一方プロペラも丁度その様に板を何枚か合せて造るので、双方に技術の關聯があつた譯であります。同一の市に帝國製帽會社といふのがあります。最高級の中折を造る工場であります。近頃とても閑靜で困つてゐるだらうと思はれます。なかなか忙がしくて晝夜兼行で軍帽を造つてゐるであります。かかる轉換は時節柄大に國家の爲めに相成る次第ですが、オルガン、ピアノ、及び中折の方の供給不足は正に間違ひのない點であります。之等の商品の値段が騰貴せざるを得ないのであります。

食糧大口買付亦物價を高める

次に物資缺乏の原因となるのは戦地への大量輸送であります。全體から見れば戦場の壯丁の食量も内地にある時の消費量も異ならない筈であります。都市で小刻みに消費したり或は農村で自給自足してゐた場合と同じ物資を都市にて一時に大口に集める場合とはその値段に大なる差異が出来るのも當然である。牛肉、豚肉、大麥、澤庵漬及びパンなどの食料品が特に騰貴してゐるのも、蓋しこの理由であらう。以上の通り色々の原因から戦争は物價の騰貴を生ずるものであります。

物價は何處まで騰るのか

最近物價騰貴が世間の重大問題となりましたのは、一昨年十二月の急騰からであります。詰まり昭和十二年度の豫算が非常に膨脹したが故に、多分政府が澤山物資を需要するであらうとの見込と、海外景氣恢復に因る物價高の反映に外ならなかつたのであります。而して昨十二年の四月まで物價は段々と騰つて參り、五月以後一ぶく状態をつゞけ九月になつては四月の最高位以上に騰つてゐます。(別表東京欄参照) 既に戰時經濟の現れであります。而して物價急騰で大騒ぎをした十一年十二月と昨十二年十二月とを比べると、實に一割八分三厘強騰貴してゐます。昭和十二年上半期の騰り方は、恰度大正十一年及び大正十二年頃の相場であります。大正三年七月を一〇〇として一番高かつたのが大正八年と九年であります。それが實に二七〇前後であります。即ち二倍七分ばかりに騰つて居たのであります。それが十二年九月で二倍強になり、同十二月で丁度二二六、六になつてゐます。ですからあと二割弱物價が騰れば世界戰爭の時の大正八九年と同じ物價水準になる譯であります。(同表) 前に申述べた通り、公債の増發や輸入超過などの爲め兎に角物價は不當に騰貴して惡性インフレに陥り易い傾向になる戰時に於ては、吾々はお互に物價をなるべく急騰貴せしめない工夫を爲す事が極めて肝要であります。特別に物價の騰貴を警戒する事が吾々の國家に

對する御奉公の一端でもあります。

日本商工會議所の物價統計を掲げてみせう。

年月次	全國平均	三都市均	東京
大正3年7月	100.0	100.0	100.0
年平均	94.3	96.1	115.5
4年	109.5	115.5	158.1
5年	149.0	211.5	223.8
6年	211.5	249.8	255.0
7年	249.8	252.8	290.7
8年	252.8	208.0	235.7
9年	208.0	207.2	234.7
10年	207.2	209.0	235.7
11年	209.0	219.2	245.5
12年	219.2	222.1	242.4
13年	222.1	196.3	218.1
14年	196.3	187.1	206.2
昭和1年	187.1	183.1	202.6
2年	183.1	176.5	193.4
3年	176.5	147.4	158.9
4年	147.4	124.4	132.9
5年	124.4	136.2	142.8
6年	136.2	160.4	161.9
7年	160.4	161.7	160.4
8年	161.7	163.8	168.8
9年	163.8	169.9	177.4
10年	169.9	174.4	178.6
11年	174.4	184.7	191.5
12年	184.7	202.1	209.7
昭和1年	202.1	201.5	207.8
2年	201.5	207.3	203.9
3年	207.3	212.1	204.7
4年	212.1	207.9	210.3
5年	207.9	204.9	205.7
6年	204.9	206.4	200.8
7年	206.4	205.6	205.9
8年	205.6	207.6	211.1
9年	207.6	209.3	214.5
10年	209.3	213.3	219.1
11年	213.3	216.5	226.6
12年	216.5	220.7	232.3
昭和1年	220.7	231.0	231.0

因に吾々の臺所に影響する食料品の統計を附け加へてみます。日本銀行の小賣物價指數表によつて、昭和十三年二月の指數を前年のそれに比較すると次のようである。(大正三年七月を100とす)

十三年二月
食料品平均………二〇五

十二年二月
一九二

牛	肉………三二〇	三〇〇
豚	肉………一八〇	一四〇
大	麥………二三〇	一六七
澤	庵漬………二六七	二三三

消費統制の實例

世界大戰のとき、各國の物價の騰貴は申すまでもなく、特に獨逸は經濟封鎖で苦しめられ、聯合國は潛航艇の襲撃で輸入が激減し、極端な物資の缺乏に悩まされた。即ち歐洲各國では多くの日用品の價格は公定せられ、更に進んでは日用品が切符制度によつて分配せられたのであります。一片のパンと砂糖を買ふ爲めには幾時間か行列をつくつて待たなければならなかつたのであります。

消費統制の實例

我が國ではたとひ〇〇〇との戦争が始まつたとしても、そこ迄物資が缺乏するとは思へない。當時の歐洲諸國に比べて食糧品が豊富に自給せらるゝからであります。主要食物の米は朝鮮及び臺灣の産米を合算すると近年殆ど例外なく剩つており、パンの原料なる小麦も著しく増加し、鶏卵も輸

出来る迄になり、肉類の多少の不足は世界一の水産物で之を補つて餘りがあります。然しながら、木材の拂底は住宅の新築に多分の影響があるであらうし、衣料は前に述べた通り暫時新調を差控へるべきであらう。即ち當分の間吾々は多少共消費を節約し又は消費の合理化を計つて幾分の貯蓄を爲し、以ていさゝかでも國債の消化や輸入制限に役立つのみならず、物價の急騰や惡性インフレの防止の御手傳ひを爲すべきものと思ひます。既に吾々の一部に於ては租稅も増徵せられ、又愛國的献金等を爲し、相當消費の節約を實行した者も多いのですが、更に此の際各人分に應じ相當節約を願ひたいものであります。歐洲戰爭中交戰諸國は總て消費節約を斷行し、或は食事に一皿主義を實行し、或は「肉無デー」を實行し、或は茶及び珈琲に砂糖を加へざりし等其の例無數にあつたのであります。

無駄排除

吾々の日常の生活は一見簡素であつて甚だ經濟的のようですが、よく吟味すると、交際關係を始めとして無駄と思はる點が頗る多いことは大に遺憾千萬であります。無駄と思はる諸點は、

一、祝儀不祝儀の時の虚禮虚儀

二、中元歳暮の贈答の大げさ

三、訪問の手土産及び接客用の菓子果物

四、華美なる宴會

五、宴會に於て盃洗に棄てらるゝ酒

等であります。又家庭に於てもなかなか多くの無駄を發見するのであります。日本人の臺所の排泄物の量は西洋人の臺所の排泄物の量よりも多く、瓦斯、電氣、水道の使用に付ても注意の缺くるところが少くないのであります。是等の無駄排除は此の際是非とも之を徹底的に實行し度いものであります。

廢物利用

次に新興獨逸では原料と食料品の自給自足を圖る爲、第二次四ヶ年計畫のもとに、目下國民の各家庭並に工場内の舊材料や屑物を大掛りに蒐集し、他方廢物の利用にも大童となつて居ます。即ち先づ屑屋を整理して各其の受持區域を一定し根氣よく家庭を巡廻して屑物の蒐集に當らしめ、屑屋の手に負へない廢舊品例へばチユーブ、壇の蓋、金具の箱の様なものは、ヒツトラー少年團をして集めしめ、臺所の肉附屑等の寄せ集めは學校の生徒をして熱心にやらして居ります。工場に付ては從

業員等に一層徹底的な方法を課してゐるのあります。實際無精や横着や過失や若は無智の爲め、吾々の工場職場は勿論、各家庭に於ても、利用すれば充分價值を取戻すものを、捨去つて顧みないものが無數にあります。「塵も積れば山となる」の比喩の通り、このような廢物を少量でも利用する心掛を養へば工場職場や家庭の經濟を利し延ひて吾國の物資の缺乏をそれ丈け補ひ更に戰時經濟の圓満なる運行に役立つわけあります。例へば一着の洋服でも平生の手入れをよくし、その上修繕、裏返し等をすれば二年の壽命は五年に延長するし、後に子供用のパンツに改造することも出来るし、又改造服地の断屑パンツのボロを賣拂へば、其れ等は貴重な原料となつて再生されて立派な羅紗となり毛布となるのであります。序に種々の金物の屑やらガラス屑、古ゴムやら、各種ウエーストなどに付て、毎年どれ位の數量が回収再生せらるゝかを表示（左表）して置きます。（國民精神總動員中央聯盟發行「愛せよ資源活かせよ廢品」に據り作る）

品名	年推立需要額	生産額	回収量
鉛屑	三〇〇,〇〇〇	輸入一・七〇〇,〇〇〇 (米國)	八〇〇,〇〇〇 (循環屑) (國內回収)
亜鉛屑	一・四〇〇,〇〇〇	新銑八五〇,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇 (古鐵)
錫屑	一〇,〇〇〇	解體船	一〇,〇〇〇
銅屑	四〇,〇〇〇	鋳物屑	一・四〇〇,〇〇〇
アルミニウム屑	二四〇,〇〇〇	銅屑	四〇,〇〇〇
ガラス屑	一四〇,〇〇〇	アルミニウム屑	一四〇,〇〇〇
ビール壠	三〇,〇〇〇,〇〇〇本	ガラス屑	七〇,〇〇〇
古ゴム	七〇,〇〇〇	ビール壠	三〇,〇〇〇,〇〇〇本
人用、人造纖維、紙、麻、ウエイスト、羊毛綿、絹、麻、人用、人造纖維、紙、麻、	羊毛屑の外は製紙原料	古ゴム	七〇,〇〇〇,〇〇〇本 (再生ゴム)
紙	一	木綿ボロ	一五,〇〇〇,〇〇〇本 (六千萬圓)
羊毛	クズ	紙	一五,〇〇〇,〇〇〇本 (六千萬圓)
木綿	ボロ	木綿ボロ	一五,〇〇〇,〇〇〇本 (六千萬圓)
木綿	ボロ	木綿ボロ	一五,〇〇〇,〇〇〇本 (六千萬圓)

終りに共榮會々員諸子の爲め、福島縣石城郡某石炭礦業會社經營某炭坑自治會（共榮會のやうな團體）の緊縮申合せ事項（昭和三年十一月十日）を左に掲げて本稿の結びと致します。古今未曾有のこの非常時局に際し、御國に對する御奉公の一端として、この申合せ事項のような事柄を出來る範

團で諸子の勵行せらるゝことを冀望してやまぬ次第であります。

葬儀費節約申合事項

(某礦業會社炭坑自治會)

第一條 自治會員葬儀を營む場合は本申合せを嚴守すべし

第二條 施主は遲滞なく葬儀の日時及び場所を會長に届け出づ可し

第三條 會長前條の届け出を受たるときは遅滞なく委員長一名、委員一名、手傳ひ三名を設くべし

第四條 委員長は會長之を選定し委員及び手傳は可成施主と同一の棟に居住するものより之を選定す

第五條 委員長は施主と協議の上成る可く左の區別及び金額の限度に於て葬式一切の處理を爲すべし

一、從業員の場合 金四拾圓以内

一、家族拾六歲以上の場合 金參拾圓以内

一、家族拾六歲未滿の場合 金貳拾圓以内

第六條 手傳は員の命に従ひ忠實且迅速に諸般の手傳ひをなすべし

第七條 葬儀に際し酒は絶對に之を使用すべからず

第八條 布施は金五圓以内香奠は金五十錢以内とす

第九條 香奠返しは絶對に之を禁止す

第十條 一般會員にして會葬を爲す場合に於て施主の許にて飲食することは自今之を遠慮すべし

第十一條 委員長は決算其の他参考となるべき事項を會長に報告すべし

第十二條 親族知己への報告は可成書信又は電報に依つて之を爲すべし

第十三條 途中葬列は之を廢止す

第十四條 會員社外居住者たるときは其の申出に依り委員長は本申合せに拘らず適宜の處置を執る事を得

虛禮廢止申合事項

第一條 本申合せは左の場合に於て自治會員之を嚴守すべし

一、三月及び五月の節句 二、出產 三、疾病 四、新盆 五、入營及除隊 六、中元及び歲暮

第二條 節句、出產、疾病、新盆、入營其の他の場合に於る表慶、慰藉の限度は金五拾錢以内とす
節句、入營の場合に於る鯉幟及び雛人形の贈呈は之を廢止す

第三條 新盆の場合に於る提灯の贈呈は之を廢止す

第四條 節句、入管、出産、疾病、新盆其の他の場合に於ける表慶、慰藉に對する金品の返禮は絶

對に之を爲すべからず

第五條 會員相互間に於る中元及び歳暮の贈答は嚴に之を禁止す

第六條 第一條に掲ぐる場合に於て宴會其の他の慶應は一切之を爲すべからず

第七條 鯉、幟、旗及雛人形を飾らんとするときは左の限度を超ゆべからず

一、鯉、幟、旗計三本 二、旗一本 三、雛人形一本

第八條 會員本申合せに違反したるときは會長は遲滞なく違反者の氏名を一般會員に通告し且其社

宅の退去方を○○鑄業所へ請願すべし

前項の違反者社外居住者なるときは其罰工處分方を鑄業所へ請願すべし

第六條 會員が其の會員資格を喪失する場合は當該會員の資格を喪失する旨の通知を當該會員に送付せしめ

第六條 會員が其の會員資格を喪失する場合は當該會員の資格を喪失する旨の通知を當該會員に送付せしめ

第六條 會員が其の會員資格を喪失する場合は當該會員の資格を喪失する旨の通知を當該會員に送付せしめ

第六條 會員が其の會員資格を喪失する場合は當該會員の資格を喪失する旨の通知を當該會員に送付せしめ

第六條 會員が其の會員資格を喪失する場合は當該會員の資格を喪失する旨の通知を當該會員に送付せしめ

昭和十三年五月五日印 刷
昭和十三年五月十日發 行

〔非賣品〕

著 者 氏 家 貞 一 郎

東京市麹町區内幸町一ノ二

發行者 秋 葉 源 之 助

東京市芝區新橋四丁目四番地

印刷者 後 藤 駿 助 策

東京市芝區南佐久間町一ノ五三

印刷所 巧 秀 舍 印 刷 所

東京市麹町區内幸町一ノ二

發行所 南洋興發株式會社東京事務所

付奥 命使の人業產と濟經時戰

卷之二

